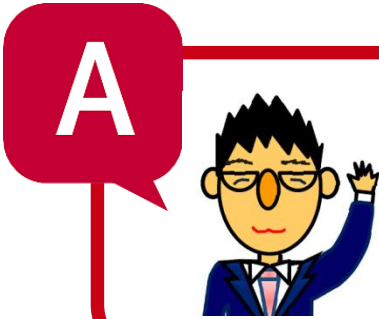




住宅ローン控除について改正があると聞きました。
詳しい内容を教えてください。



これまで住宅ローン控除の控除期間は10年間でしたが、13年間に延長される契約時期が延長され、一定の要件を満たすと床面積要件も緩和されます。

●改正概要● **減税**

①控除期間13年間の特例の延長

区分	契約時期	入居時期
新築	【現行】～令和2年9月30日 ⇒【延長】令和2年10月1日～令和3年9月30日	令和3年1月1日 ～令和4年12月31日
建売・中古 ・増改築等	【現行】～令和2年11月30日 ⇒【延長】令和2年12月1日～令和3年11月30日	

②床面積要件の緩和（①の延長した部分に限る）

所得制限	合計所得金額 1,000万円超	合計所得金額1,000万円以下	
		現行	改正案
床面積	50㎡以上	50㎡以上	40㎡以上

	2019 (R 1)	2020 (R 2)	2021 (R 3)	2022 (R 4)
【改正案】 経済対策として 控除期間13年間 の措置を延長	(10月 1 日) 税率引上げ(10%)		注文住宅はR 2 年10月から R 3 年 9 月末まで*に契約 *分譲住宅などは R 2 年12月から R 3 年11月末まで 面積要件 ⇒ 40㎡以上 ※40㎡～50㎡は所得1,000万円以下	R 4 年末までの入居 控除期間 13年
コロナ特例 ※コロナを踏ま えた上乗せ 措置の弾力化		注文住宅は R 2 年 9 月末まで*に契約 *分譲住宅などは R 2 年11月末まで	R 3 年末までの入居 控除期間 13年	面積要件 = 50㎡以上
消費税率10% 引上げに伴う 反動減対策の 上乗せ措置 ※控除期間13年間		R 2 年末までの入居 控除期間 13年		
住宅ローン控除 ※消費税率 8 %への 引上げ時に反動減 対策として 拡充した措置	平成26年 4 月入居～	R 3 年末までの入居 控除期間 10年		

出典：財務省パンフレットより

①令和3年1月1日から令和4年12月31日の間に居住の用に供した場合に適用



合計所得金額1,000万円以下の方は、1LDKマンションなどの単身者や夫婦2人世帯向けマンションにも住宅ローン控除が活用しやすくなりました。